

議案第 号

酒々井町水道事業の設置等に関する条例及び酒々井町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

酒々井町水道事業の設置等に関する条例及び酒々井町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月27日提出

酒々井町長 小坂 泰久

酒々井町水道事業の設置等に関する条例及び酒々井町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(酒々井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 酒々井町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年酒々井町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(酒々井町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 酒々井町下水道事業の設置等に関する条例(平成26年酒々井町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 酒々井町水道事業の設置等に関する条例及び酒々井町下水道事業の設置等に関する条例の改正概要

### ① 改正理由・内容

地方自治法の一部改正（令和 5 年 5 月 8 日法律第 19 号）により、同法第 243 条の 2 を引用している酒々井町水道事業の設置等に関する条例及び酒々井町下水道事業の設置等に関する条例中の関係条文の整理をしようとするもの。

### 地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法の一部が改正され、指定公金事務取扱者制度に係る規定として第 243 条の 2 から第 243 条の 2 の 6 が新設されたことで、（職員の賠償責任）に係る条項が第 243 条の 2 から第 243 条の 2 の 8 に繰り下がった。

### 【酒々井町水道事業の設置等に関する条例】

同条例第 5 条は同法第 243 条の 2 を引用しているので、第 5 条中の「第 243 条の 2 第 4 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改めるもの。

### 【酒々井町下水道事業の設置等に関する条例】

同条例第 5 条は同法第 243 条の 2 を引用しているので、第 5 条中の「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改めるもの。

### ② 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

酒々井町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第9号）新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第4項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

酒々井町下水道事業の設置等に関する条例（平成26年酒々井町条例第4号）新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>